福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書(例)

　○○法人○○○○（以下「○○」という。）は，運転会員またはその家族が提供する自家用自動車の使用にあたって，運転会員との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　この契約は，○○が行う有償運送事業について，運転会員またはその家族が所有する次の自家用自動車の提供及び使用に関して必要な事項を定める。

（１）平成□□年式　×××（車両登録番号　新潟△△△さ１２－３４）　１台

（目的）

第２条　運転会員は，○○が行う有償運送事業の実施に対し，利用会員が外出の際の困難や不安を解消し，通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に，自己またはその家族の所有する自家用自動車を提供する。

（用語の定義）

1. この契約書における用語の定義は次のとおりとする。

（１）運転会員：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり，かつ自らの自家用自動車を提供して○○の運転者として登録する者

（２）利用会員：道路運送法第７８条第２号で定める移動制約者であって，○○の利用会員として登録する者

（事故等の対応）

第４条　○○は，運転会員の提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理及び運営，特に事故発生，苦情等への対応について，責任を負うものとする。

２　有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については，提供車両にかけられている自賠責保険，任意保険及び傷害保険を利用する。

３　○○は，提供車両が，福祉有償運送の際の事故を対象とする対人無制限，対物５００万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していることを確認したうえで使用するものとする。

（使用期間）

第５条　契約期間は，平成　年　月　日から平成　年　月　日までの２年間とする。

２　使用期間中であっても，運転会員及び○○の都合により契約の解約が必要な場合はこの限りではない。

３　解約の申し出は，解約する日の１ヵ月以上前とする。

（その他）

第６条　この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については，運転会員と○○が協議してこれを定める。

　この契約の締結を証するため，契約書２通を作成し，両者記名押印のうえ，各自１通を保有す

る。

　平成　　年　　月　　日

○○○○

住　所

名　称　○○法人○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　　　　　　　　印

運転会員　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

（使用する車両の所有者が，運転会員の家族である場合，以下に記載）

車両所有者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印